平成29年4月1日から、委託業務(地質調査業務)の 最低制限価格の算定方法が変わります。

※建設コンサルタント業務・測量業務・建築設計業務・補償コンサルタント業務は

現行どおりです。

1 最低制限価格の見直しについて



現行 【範囲】 予定価格の7/10~9/10 【計算式】

直接測量費の額 測量調査費の額

► 合計額×1.08



改正なし(現行どおり)

《算定式》

諸経費×60%

予定価格の7/10~9/10の範囲内で次のとおりとする。

(「直接測量費の額」+「測量調査費の額」+「諸経費の60%」)×1.08

(予定価格)

① $7/10 \le \alpha \le 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

=(「直接測量費の額」+「測量調査費の額」+「諸経費の60%」)(千円未満切り捨て)

最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×7/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×9/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

【建築設計業務】

現行【範囲】

予定価格の7/10~9/10

【計算式】

直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額 諸経費×60%

- 合計額×1.08



改正なし(現行どおり)

《算定式》

予定価格の7/10~9/10の範囲内で次のとおりとする。

 $lpha=rac{-(\lceil extbf{i}$ ($\lceil extbf{i}$) (ho) を ho (ho) 定 (ho) を ho (ho) に ho (ho) に ho (ho) と ho (ho) と ho (ho) と ho (ho) (

① $7/10 \le \alpha \le 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

=(「直接人件費の額」+「特別経費の額」+「技術料等経費の額」+「諸経費の60%」) (千円未満切り捨て)

最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

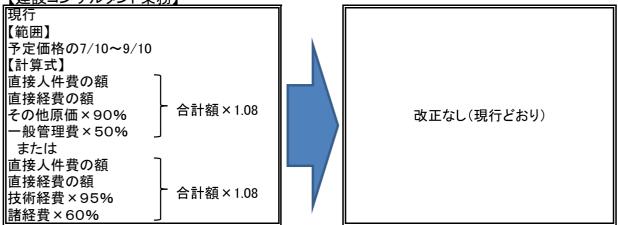
② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×7/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格-消費税等相当額)×9/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

【建設コンサルタント業務】



《算定式》

予定価格の7/10~9/10の範囲内で次のとおりとする。

 $lpha = rac{(\lceil ext{直接人件費の額}
floor + \lceil ext{直接経費の額}
floor + \lceil ext{その他原価の90%}
floor + \lceil ext{-般管理費の50%}
floor) imes 1.08}{(予 定 価 格)}$

または

 $\alpha = \frac{(\lceil \text{直接人件費の額} \rfloor + \lceil \text{直接経費の額} \rfloor + \lceil \text{技術経費の95\%} \rfloor + \lceil \text{諸経費の60\%} \rfloor) \times 1.08}{(予 定 価 格)}$

① $7/10 \le \alpha \le 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

=(「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」)(1万円未満切り捨て) または(「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「技術経費の95%」+「諸経費の60%」)(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×7/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×9/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

<u>【地質調査業務】</u>



《算定式》

予定価格の7/10~9/10の範囲内で次のとおりとする。

 $\alpha = \frac{(\lceil \text{直接調査費の額} \rfloor + \lceil \text{間接調査費} \times 90\% \rfloor + \lceil \text{解析等調査業務費の80%} \rfloor + \lceil \text{諸経費の50%} \rfloor) \times 1.08}{(予 定 価 格)}$

① $7/10 \le \alpha \le 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

=(「直接調査費の額」+「間接調査費×90%」+「解析等調査業務費の80%」+「諸経費の50%」) (千円未満切り捨て)

最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格-消費税等相当額)×7/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格-消費税等相当額)×9/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

【補償コンサルタント業務】

現行 【範囲】

予定価格の7/10~9/10

【計算式】

直接人件費の額

直接経費の額

その他原価×90%

一般管理費×50%

改正なし(現行どおり)

《算定式》

予定価格の7/10~9/10の範囲内で次のとおりとする。

合計額×1.08

 $\alpha = \frac{(\lceil \text{直接人件費の額} \rfloor + \lceil \text{直接経費の額} \rfloor + \lceil \text{その他原価の90%} \rfloor + \lceil -\text{般管理費の50%} \rfloor) \times 1.08}{(予定価格)}$

① $7/10 \le \alpha \le 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

=(「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」) (千円未満切り捨て)

最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格-消費税等相当額)×7/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格=入札書比較価格(予定価格ー消費税等相当額)×9/10(千円未満切り捨て) 最低制限価格=最低制限比較価格×1.08

2 適用日

平成29年4月1日

(同日以降に公告又は指名通知を行う委託業務から適用)